

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The utilization of personal trusts : an analysis of new ways of utilizing trusts

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/647

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



パーソナル・トラストの活用について

——新しい信託の利用方法に関する一考察——

植 田 淳

- I はじめに
- II 家族財産の承継と信託
- III 障害者の生活保障と信託
- IV むすびに代えて

I はじめに

わが国では、これまで、集団信託の隆盛に比べて、いわゆる「パーソナル・トラスト」（個別信託）があまり普及していない。しかし、よく知られているように、英米法系諸国における信託の主流は、パーソナル・トラストに他ならない。

本稿においては、今後わが国社会の成熟とともに積極的な活用が期待されるパーソナル・トラストのスキームをいくつか検討してみたい。まず、第一に、高齢社会を迎えて需要が大きいと考えられる、家族財産の継承のための信託について考察する。これまで、この目的のために、実務においても、いくつかのスキームが提示されてはいるが、必ずしも国民のニーズに適合しているとは言えない。いわゆる「連続受益者型信託」は、これまで多くの学説によって有効とされてきたが、実務においては活用されていない。本稿では、

*本稿は、筆者が主催した「関西福祉信託研究会」における議論およびアンケート調査を一部参考にして、同研究会には、関西の福祉関係者および住友信託銀行の関係者にご参加いただき、活発な議論をいただいた。ここに御礼申し上げる。また、この研究会に対して、財団法人トラスト60から研究助成を賜った。この助成に対して謝意を表したい。なお、本稿は、2006年6年末日現在の法令に基づいている。

改めて連続受益者型信託の活用を提言したい。

さらに、障害者を子に持つ親にとって、自分の死亡後の子の生活保障が深刻な問題となっている。このようなニーズに応えるものとして「特定贈与信託」がある。しかし、この信託が、どの程度周知されているのか、またどのような点に改善が必要かについては、これまで十分に研究されてこなかった。そこで、障害者の生活保障を目的とする信託について、かかる問題を中心に考察してみたい。

Ⅱ 家族財産の承継と信託

(1) 連続受益者型信託

前述のように、わが国では、これまでいわゆる「パーソナル・トラスト」があまり普及していない。しかし、英米法系諸国における信託の主流は、パーソナル・トラストに他ならない。しかも、その最も一般的な利用形態のひとつは、家族財産の承継のための信託（以下、「連続受益者型信託」という）である。¹

例えば、夫が遺言によって信託を設定し、妻に遺産に対する生涯の間の受益権——生涯権(life interest)——を与え、子に妻の死亡後の受益権——残余権(remainder)——を与える。すなわち、信託を利用することによって、連続受益者(successive beneficiaries)という形で遺産を相次いで承継させるスキームである。現代イギリスにおいても、生存配偶者と子に対する経済的保障を目的とした連続受益者型信託の設定が多いと言われる。²

(2) 典型的な事例

連続受益者型信託が用いられる典型的な事例を見てみよう。夫Aには、妻

1 D.J. Hayton (新井誠訳)「1925年受託者法の近代化」信託175号, 82頁。

2 F.H. Lawson & B. Rudden, *The Law of Property* (2nd ed.), pp.160-161; D.B. Parker & A.R. Mellows, *The Modern Law of Trusts* (5th ed.), p.2.

Bと2人の子C・Dがいる。Aの主な財産は、居住用不動産、国債、および株式である。Aは、自分がBに先立って死亡することを予期し、遺言の作成を考える。その際、Aの念頭にあることは、限られた遺産によって、いかにBの余生の経済的安定を保障し、なおかつCとDになるべく多くの財産を残してやるか、ということである。

そこで、まずAには、財産をB・C・Dに適当な割合で単純に相続させるという選択がありうる。しかし、C・Dに多くの財産を残そうとすれば、他方でBの余生の経済的保障が不十分になるという問題がある。

そこで次に、遺留分制度のないイギリスでは、Bがその死亡後にC・Dに財産を残してくれることを期待しつつ、Aはすべての財産をBに与えるという選択が考えられる³。しかし、この選択の問題点は、BがAの期待通りの行動をとる保証がないということである。Bは財産を処分し費消するかもしれない。あるいは、Bは再婚して子をもうけ、財産をその子に承継させるかもしれない。

このようなジレンマに直面するAにとって最も自然な方策は、遺言により信託を設定して、遺産全部につきBに生涯権を与えるとともに、CとDに残余権を与えるという方法である。そうすることによって、Aは、Bの生涯にわたってBに居住用不動産と国債の利息と株式の配当金を与えることができ、Bの死亡後には、希望通りC・Dに遺産を承継させることが可能となる⁴。す

3 イギリスには遺留分制度がない代わりに、1938年相続（家族扶養）法（Inheritance (Family Provision) Act）以後の一連の制定法によって、遺言者の被扶養家族は、遺言により遺産から相当の扶養料が残されていない場合には、裁判所に相当の扶養料を残すよう求める権利を有する。

4 現代イギリスでは、売却信託（trust for sale; Law of Property Act 1925 s.205 (1)）が用いられることが多い。Lawson & Ruden, *supra*, note 2 at p.169. 売却信託では、受託者は土地の売却義務を負い、売却代金を信託財産として引き続き保有することとなる。しかし、受託者は、売却を延期する権限を有するほか、受託者のかかる義務の履行または権限の行使について信託証書により受益者の同意を要する旨、明示的または黙示的に規定することができる。Re Herklot's W.T. [1964] 1 W.L.R. 583では、遺言に基づく家屋の売却信託において、Aがその希望する期間、当該家屋に居住する権利を与えられ、Aの死亡後、Bが当該家屋を取得する権利を与えられていたケースで、A・B両受益者の同意なしには、Aの生存中、受託者は当該家屋を売却しえない旨判示された。D.J. Hayton, Megarry's Manual of The Law of Real Property (6th ed.), p.282 参照。

なわち、信託を利用することにより、連続受益者という形で、生存配偶者と子という二世代に対して、遺産の利益を承継的に保障することができるのである。

(3) 後継ぎ遺贈の効力

受遺者Bの受ける遺贈利益を、ある条件の成就または期限の到来によって、あらかじめ遺言者Aが指定したCに移転させる遺贈を「後継ぎ遺贈」という。かかる遺贈を有効と認めることができるか否かは、わが国の相続法上の一つの論争点であるが、近時の学説の多くは、これを否定する⁵。要するに、生涯権や残余権というような制限的所有権を認めないわが民法のもとでは、後継ぎ遺贈によって、かかる制限的所有権の創出を認めることは、いたずらに法律関係を複雑にし、法的安定性を害するというのが否定説の論拠である⁶。

(4) 連続受益者信託の有効性

わが国の信託法のもとで連続受益者型信託は有効か。わが国の多くの学説は、これを肯定する⁷。要するに、連続受益者型信託にあっては、後継ぎ遺贈について指摘されるような制限的所有権の創設に伴う問題点が存在しないからである⁸。

(5) 提案したいスキーム

私がここで提案したいスキームは、次のようなものである。夫Aと妻Bの夫婦に子C・Dがいる。Aには、財産として居住用不動産と国債と株式があ

5 中川善之助＝泉久雄『相続法（第4版）』569頁；阿部浩二『注釈民法（26）』139頁；大島俊之「いわゆる後継遺贈について」谷口知平先生追悼論文集3，484頁。

6 否定説の詳細については、拙稿「わが国における連続受益者型信託——導入可能性に関する基礎的研究——」信託180号，8頁参照。

7 四宮和夫『信託法（新版）』128－130頁；新井誠『信託法（第2版）』78頁；能見善久『現代信託法』187頁。

8 詳細については、拙稿・前掲注6，9－13頁参照。

る。Aは自己の死が近いことを予測し、遺言を作成する。Aは、信託法2条に基づく遺言信託を設定し、B・C・Dの3名を共同受託者に指名したうえで、Bをこれらの財産の生涯受益者に指名し、Cを居住用不動産の、Dを国債と株式の、それぞれ残余的受益者に指名する（このアレンジメントは、信託銀行が遺言関連業務として行うことができる）。これにより、Bは生涯のあいだ、当該居住用不動産に居住することができると同時に、国債の利息と株式の配当金を受け取ることができる。そして、Bの死亡後に、Cは当該不動産を、Dは国債と株式を、それぞれ承継することとなる。以上のスキームは、家族財産の円滑な承継を希望する多くの国民のニーズに合致するのではないかと思う。

しかし、このスキームについては、次のような疑問が生じるかもしれない。

- ① B・C・Dは受託者と受益者とを兼任することになるが、これは、信託法9条（受託者の利益享受の制限）に違反しないか。
- ② いったんすべての財産がBに行くことになるが、これは、遺留分減殺請求（民法1031条）の対象となってしまうのではないか。

（6） 受託者と受益者との兼任の問題

まず、①について考えよう。連続受益者が受託者を兼ねることは許されるか。信託法9条は、一般に受益者と受託者の兼任を禁ずるが、受託者が共同受益者の一人である場合には、受託者が受益者を兼ねることができる旨規定する。本条の趣旨は、単独受託者が単独受益者を兼任することのみを禁止するものと解される⁹。なぜなら、このような場合には、信託に本質的な財産管理者と利益享受者との分立がなく、混同（merger）が生ずるからである。しかし、当該スキームのように、複数受益者が共同受託者となる場合には、混同とはならないから、信託法9条の禁止にはふれないものと考えられる。したがって、このような兼任も有効と解することができる。英米法において

9 四宮・前掲注7，123頁参照。

も、このような兼任は有効とされている。¹⁰

(7) 遺留分侵害の問題

次に、②の問題である。上の例で、Aがすべての財産をいったん生涯受益者Bに与えるような外観を呈するので、ただちに直接的かつ具体的な権利を持たないCとDにとっては、自己の遺留分に対する侵害のように見える。かかる連続受益権を創出する遺贈（とくに生涯受益権の創出）は、遺留分減殺請求（民法1031条）の対象となるか。

残余的受益権自体も、一個の財産権であり、単に生涯受益者の死亡時に効力が生ずるにすぎない。よって、それ自体としての経済的価値を有し、C・Dにとっては相続財産となる。残余的受益権の評価額が遺留分を下回らない限り、遺留分減殺請求の問題は生じないと解すべきであろう。¹¹

(8) 小 括

以上に述べた通り、私の提案するスキームは、現実的な国民の遺産承継ニーズに合致し、かつ、法的問題点もクリアしたものと考えられる。今後、このスキームの実現・導入に向けて、実務界において更に検討が進められることを期待したい。¹²

Ⅲ 障害者の生活保障と信託

(1) 特定贈与信託¹³

特定贈与信託（正式には「特別障害者扶養信託」という）は、昭和50年度

10 Restatement (2nd) of Trusts, s.99 (4); W.F. Fratcher, Scott on Trusts (4th ed.), s.99.5.

11 ここに、拙稿・前掲注6、信託180号、9頁、注23で採った見解を改める。

12 これに関連する諸問題については、新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』参照。

13 本節の叙述は、主として次の文献に依拠している。新井・前掲注7、306-308頁；社団法人信託協会「特定贈与信託——その制度のあらましと手続き——」；三菱信託銀行信託研究会編著『信託の法務と実務（4訂版）』641-648頁。

の相続税法の改正に基づいて創設された制度（相続税法21条の4）であり、重度の心身障害者（「特別障害者」）の生活の安定に資することを目的としている。この信託のスキームは、障害者の親族や篤志家等が金銭等の財産を信託銀行に信託し、信託銀行がこの財産の管理・運用を行いつつ、その元本・収益を当該障害者に交付する、というものである。この制度のメリットは、法律上の要件を具備すると、特定贈与信託設定のための贈与については、6,000万円を限度として非課税とされることである。平成13年度末には、受益者数1,373人、信託財産残高346億円となっている。

（2） 特定贈与信託の問題点

（a） 裁量性の欠如

社団法人信託協会の冊子「特定贈与信託——その制度のあらましと手続き——」には、同信託の契約書の雛形が掲載されており、その第16条には次のような規定がある。「受託者は、受益者の生活または療養の需要に応じるため、実際の必要に応じて定期に信託財産の一部を金銭により受益者に交付するものとする。支払いの金額、時期および方法については、受託者が受益者と協議のうえ決定するものとする。」この雛形の文言は、各信託銀行の実際の契約書においても、ほぼそのままの形で用いられている。この文言だけを読めば、英米流の裁量信託の柔軟性を備えているかに見える。¹⁴しかし、実際の商品においては、3ヵ月または6ヵ月ごとに一定金額を指定口座に振り込む、というものであり、あらかじめ委託者が指名した「指定管理人」と呼ばれる者が受益者の権利行使等を行うものとされており、実際にはこの者が口座から金銭を出金して必要な支払いを行うことになる。このような点で、英米流の裁量信託に比べて、受託者の職務が硬直的かつ限定的であるとの印象は免れない。

14 裁量信託については、新井・前掲注7、316-317頁；拙稿「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用——イギリス法を手がかりとして——」信託192号、24頁以下参照。

(b) 差押え可能性

特定贈与信託についてのもうひとつの問題は、受益権の差押え可能性である。民事執行法152条1項は、生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権については、一定の範囲で差押えが排除される旨を規定している。新井誠教授は、特定贈与信託の受益権についても、それに準じて考えるべきであると主張されるが、¹⁵私見も同様である。

(c) 非課税限度額

昨今の低金利にかんがみると、6,000万円という非課税限度額が適切かどうかは、今一度検討されるべきであろう。1億円に引き上げるべきではないかと思われる。

(3) アンケート

(a) 経緯と概要

前述のような特定贈与信託の利用状況にかんがみて、果たしてこの信託が十分に活用されていると見るべきか、それとも十分に周知されていないというべきか。障害者を子にもつ親たちが信託制度を子の生活保障のために活用しようという潜在的需要を測定する目的で、関西福祉信託研究会は、次のようなアンケート調査を実施した（個人情報取り扱いに十分注意するとともに、匿名にて実施した）。

実施協力団体：兵庫県社会福祉協議会

対象：兵庫県在住の知的障害者を子にもつ親（有効回答214件）

実施時期：2006年4月

実施方法：郵送による質問と回答

以下では、このアンケートの主要な質問とそれに対する回答について述べる。

15 新井・前掲注7, 307頁。

(b) 財産管理の一般的事項に関する質問と回答

「本人（子である障害者）の財産は誰が管理しているか」との問いに対しては、90.7%の圧倒的多数が、「親」と答えており、続いて、「兄弟」（7.9%）であった。また、「回答者（親）が財産のことについて、普段相談する相手」は、「配偶者」が60.2%で最も多かった。「財産について相談したい相手」についても、「配偶者」が56.0%と最も多い。「財産管理について、回答者（親）が困っていることは何か」との問いに対しては、やはり「今後の管理者の問題（管理してくれる適当な人がいない）」との回答が多かった（17.1%）。障害者を子に持つ親が高齢化するにつれて、この問題は深刻さを増すことになろう。「将来誰に財産管理を任せたいか」との問いに対しては、「子（障害者本人の兄弟）」（35.6%）と「回答者（親）の兄弟」（27.8%）が多かった。

「成年後見制度を知っているか」との問いに対しては、「知っている」が37.0%に対して、「よくは知らない」と「知らない」を合わせると、61.2%にのぼった。「成年後見制度への興味の有無」については、45.4%が「ある」と答えている。

(c) 信託制度および信託銀行に関する質問と回答

つぎに、「信託制度を知っているか」との問いに対しては、「よく知らない」と「知らない」を合わせると、87.1%にのぼった。また、「信託銀行のことを知っているか」との問いに対しては、「よく知らない」と「知らない」を合わせると、70.8%に達した。「信託銀行を利用したことがあるか」については、72.7%が「ない」と答えている。これらの反応は、信託制度や信託銀行というものが、彼らにとって身近な制度・機関ではないことを物語っている。われわれ信託研究者や実務家は、この事実を真摯に受け止めるべきであろう。

信託制度の概要と信託銀行の業務について説明をした後に「信託銀行を利用したいと思うか」と尋ねたところ、業務ごとに以下の通りであった。「特定贈与信託」が7.9%と最も多く、次いで「遺言信託」の6.0%であった。こ

の回答から、やはり信託銀行には、こうした財産管理業務への期待が大きいことがわかる。

新井誠教授が提唱される任意後見制度と信託制度とを併用したスキーム——高齢者Aは、信託を設定するとともに任意後見人を選任しておき、Aの意思能力の低下後に任意後見人がとくに身上監護面の決定を行い、受託者（信託銀行）に指図し、受託者はこの指図に従って元本・収益の交付を行うというスキーム¹⁶——について説明した後に「このような仕組みについてどう思うか」と尋ねたところ、仕組みの複雑さの割には、22.7%が興味を示した。

(d) 結果の分析

アンケート結果の分析を通じて指摘できることは、以下の諸点に要約できよう。

- ① 信託制度および信託銀行については、あまり知られていない。
- ② 信託銀行の業務の中では、遺言信託や特定贈与信託への関心が比較的高い。
- ③ 任意後見制度と信託との組み合わせスキームについては、複雑さという問題はあるものの、潜在的には需要がありそうである。

以上のアンケート結果からわかるように、障害者の生活保障のための有力なスキームである特定贈与信託はもとより、信託制度そのものが障害者を子にもつ親たちに、あまり知られていない。今後、周知のための努力が必要であろう。

IV むすびに代えて

障害者を子にもつ親にとって、自分が高齢化し判断能力を喪失した後、あ

16 詳細については、新井・前掲注7, 320-322頁；拙稿「高齢社会の到来と信託の活用——期待される信託の機能についての一考察——」神戸外大論叢56巻3号, 10-11頁参照。

るいは死亡した後に、障害者たる子の生活が保障されることが切実な願いである。本稿でとりあげた特定贈与信託は、租税面での優遇を備えた障害者の生活保障を実現するための有力なスキームであると評価できる。しかし、前述のように硬直性・非裁量性という欠点をもつことも事実であり、この信託スキームをより障害者のニーズに適合したものに改善していく努力が今後も必要であろう。その場合には、成年後見制度との組み合わせなども検討されて然るべきであろう。そして、かかる制度の存在をもっと広く周知させる努力がなされるべきであろう。

本稿では、家族財産承継のための信託、および障害者の生活保障のための信託について考察した。しかし、パーソナル・トラストの活用領域はこれらにとどまらない。英米法系諸国に見られるさまざまな信託の利用形態は、われわれに信託という制度の有用性を示唆している¹⁷。今後も、各方面の実務家と信託研究者とが連携し、新しい時代に適した信託の活用方法を模索する努力が続けられるべきであろう。

17 マンションの区分所有について、英米法に倣って、信託形式を用いることも検討されるべきであろう。このスキームでは、区分所有者の権利は信託受益権となるのである。英米法においては、不動産の共有は、通常、信託の形をとる。拙稿「信託法理の適用および類推適用について」(『資産の管理運用制度と信託(トラスト60研究叢書)』所収)16頁参照。